

～改正医療法(※医療従事者の勤務環境改善部分)のポイント、
医療従事者の勤務環境改善に向けた取組に関する説明会～

参加 無料

医療機関のための「労務管理セミナー」

医療法に何が
規定されたのか？

医療従事者の
勤務環境の改善とは？

マネジメントシステム
とはどういうもの？

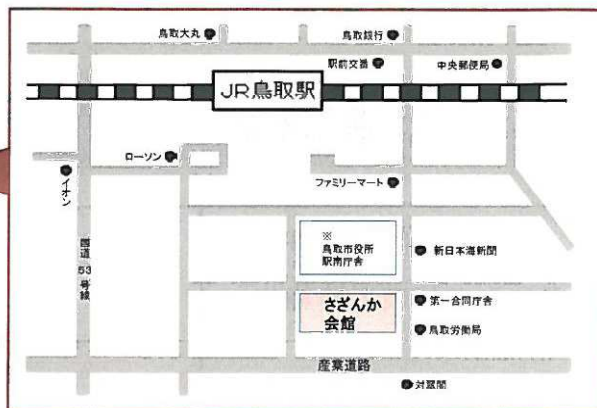
平成26年6月に公布された「医療介護総合確保推進法」により、医療法が改正されました。その中には、医療従事者の確保等に関する規定が設けられ、病院又は診療所の管理者は、医療従事者の勤務環境の改善に努めることが新たに規定されています。

当セミナーでは、医療機関が取組むこととされた「医療勤務環境改善マネジメントシステム」など、医療機関で働く方々の勤務環境改善に役立つ資料を参加者の皆様に配布し、説明を行います。

日時 平成26年 **12月4日(木)**
14:00～16:30

会場 **さざんか会館** 5階大会議室
鳥取市富安2丁目104-2

対象 鳥取県内の病院、診療所
院長等の経営者の方
事務長、看護部長等の労務管理者の方
医師、看護師等の病院・診療所職員の方 など
※上記のほか、一般の方も参加可能です



(JRの場合)
JR山陰本線 鳥取駅下車 徒歩10分
(お車の場合※)
さざんか会館または鳥取市役所駅南庁舎の
駐車場をご利用下さい。

PROGRAM

- 14:00 ・開会のあいさつ
医療従事者の「雇用の質」の向上のための企画委員会
委員長 北代 昌巳(鳥取労働局労働基準部長)
- 14:05 ・改正医療法(※医療従事者の勤務環境改善部分)、
医療分野の勤務環境改善に向けた取組について
・鳥取労働局労働基準部監督課長 直野 泰知
・鳥取県看護協会専務理事 森本 靖子
- 14:35 ・医療労務管理の課題と対処法のポイント
医療労務管理アドバイザー 社会保険労務士 長谷川 誠
- 15:25 ・医療勤務環境改善マネジメントシステムについて
医療労務管理アドバイザー 社会保険労務士 福竹 智彦
- 16:15 ・質疑応答
- 16:30 ・閉会

主催:『医療従事者の「雇用の質」の向上のための企画委員会』
構成:鳥取労働局・鳥取県・鳥取県医師会・鳥取県病院協会・
日本精神病院協会鳥取支部・鳥取県看護協会
(事務局:鳥取県医療労務管理相談コーナー)

(裏面)

医療機関のための「労務管理セミナー」参加申込書 (申込期限 平成26年12月1日)

日時:平成26年12月4日(木)14:00~16:30
会場:さざんか会館 5階大会議室
(鳥取市富安2丁目104-2)

参加申込

【医療機関名】及び (申込みの代表者連絡先)	【 (TEL)	
参加者の役職・お名前	役職	お名前

申込先

医療従事者の「雇用の質」の向上のための企画委員会事務局
鳥取県医療労務管理相談コーナー あて
[TEL] 0857-30-5307

**FAX
または
郵送**

[FAX] 0857-26-2101
〒680-0845 鳥取市富安1-152 田中ビル1号館4階